

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からはB所在の会社C事業部（以下「事業場」という。）に配属され、オークション出品車両や中古車両の配送等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「急性ストレス反応」と診断された。請求人によると、同月〇日、同僚から恫喝と暴行を受けた直後、激しい目眩、不安、睡眠障害を生じたという。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応および適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。

請求人の症状の経緯等に鑑みて、当審査会としても、E医師の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日に同僚から恫喝と暴行を受けたことにより精神障害を発病した旨主張するとともに、当該恫喝と暴行はディーラーナンバーの不正使用の強要から起こったことであり、重大なコンプライアンス違反である旨主張しているため、検討すると次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日、Fらと車両の陸送業務を行っていた際に、請求人が他の業務で遅れたため、Fから怒鳴られるとともに、車両の窓越しに胸ぐらをつかまれた旨述べており、Fも胸ぐらをつかんだことを認めている。この出来事は、請求人がFらとともに陸送作業をしていた際に、請求人が遅れたことを端緒として言い争いになったことによるものであるが、請求人は、この出来事の以前からFとはトラブルが生じていた旨述べており、Fも、請求人の態度にいらいらしていた旨述べていることからすると、請求人とFの間には感情的な衝突があり、その一連の出来事として生じたものといえる。そうすると、この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「(ひと

い) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的な負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて評価しても、多人数が結託して行ったものではなく、また、負傷を負うような暴行行為でもないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由に説示のとおり「中」と判断する。

イ 請求人は、ディーラーナンバーの不正使用が重大なコンプライアンス違反であり精神的苦痛を受けた旨主張しているが、請求人によれば、ディーラーナンバーの車両に請求人を含めた複数人が乗車していたのは、平成〇年頃のことであり、評価期間外の出来事である。なお、請求人は、同行為が法律に抵触することを聞いたのは平成〇年〇月のことと述べており、平成〇年頃には請求人は同行為が法律に抵触する行為であるとの認識はなく、違法行為を強要されたものともいえない。

また、請求人は、同行為が引き続き行われた旨主張しており、会社が平成〇年〇月〇日付けでディーラーナンバーの運用・管理の徹底について注意喚起を行っていることからすると、作業現場において少なからず同行為が行われていたことが推察されるものの、請求人が評価期間において同行為を強要されたとする事実は、請求人の申述を含めて認められず、違法行為を強要されたとする出来事として認めることはできない。

さらに、請求人は、上記アの出来事は違法行為の強要から生じたものと主張しているが、上記アの出来事は、陸送作業の際に請求人が遅れたことを端緒として生じたものであり、請求人が主張するように不法行為に関連して生じたものとは認められない。

(4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の評価期間における業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。